

新規・切替

一般旅券発給申請書

10年用

厳折り曲 禁げ	受理年月日	受理番号	—						確認
	窓口記入欄	区分	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 二重発給	<input type="checkbox"/> 訂正新規	<input type="checkbox"/> 切替新規	<input type="checkbox"/> 入力あり	<input type="checkbox"/> 裏面あり	
	<input checked="" type="checkbox"/> 10年	発行年月日	交付年月日	旅券番号					

写真 ↑ 真 ↑ 注意 写真は出さずにお持ちください 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から 額までが34mm±2mm) *提出された写真は旅券に転写 されます。 *裏面に氏名を記載してください。	氏名	(姓)	(名)
	ヨミカタ		
	姓名		
所持人自署	ヘボン式 ローマ字	(姓)	(名)

性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日
本籍	(都道府県名)	市区部 以下	
<input type="checkbox"/> ※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ※旅券の所持歴はありますか。 <input type="checkbox"/> ある (以下に最後の旅券について記入) <input type="checkbox"/> ない			

旅券番号	発行年月日 (西暦)	年 月 日
最後に発給を受けた旅券に記載の姓のローマ字		
この申請書を提出する日の年齢 満 歳 3日以内に紛失(喪失)届出を行っていますか。 <input type="checkbox"/> はい		
現住所 〒	メールアドレス	
電話	携帯	その他勤務先など
居所 〒	居所で申請する場合は居所も記入してください	
日本国内の家急連絡先 〒		
氏名	申請者との関係	電話

刑罰等関係	※次の各事項に該当しているか否か、 <input type="checkbox"/> をチェックしてください。 (本人又は法定代理人が記入してください。)	はい	いいえ	外 現在外国の国籍を有していますか。 はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 外 国籍 「はい」の場合は、下の項目にご記入ください。 国籍 取得年月日 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 ・外帰籍の父又は母の子として出生 <input type="checkbox"/> ・外国での出生 <input type="checkbox"/> ・外国人との婚姻又は養子縁組 <input type="checkbox"/> ・帰化申請又は国籍取得届出 <input type="checkbox"/>
	1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

外務省	03 13条	10 別名併記	14 暦外確認	0A 別人	0C 解除	0E 職権	0H 特例1	0K 特例3	官庁コード
コード欄	04 対立地域	11 非ヘボン	15 暦外表示	0B 失効	0D その他訂正	0G 再作成	0J 特例2		

(別記第1号の2様式) 用紙の大きさはA4又はレターサイズ

注意 一 本格的な所定の欄に顔写真を貼る場合、二 持出国等の領事官(領事館長)の署名及び捺印を必要とする場合があります。三 持出国等の領事官(領事館長)の署名及び捺印を必要とする場合があります。四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。二十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。三十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。四十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。五十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。六十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。七十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。八十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十一 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十二 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十三 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十四 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十五 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十六 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十七 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十八 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。九十九 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。一百 申請書に提出する写真の規格は、旅券法及び旅券法施行規則に定められています。

出発予定日	年 月 日	※主要渡航先での滞在期間	<input type="checkbox"/> 3ヶ月未満	<input type="checkbox"/> 3ヶ月以上
※次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□にレ印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。				
① <input type="checkbox"/> 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合				
② <input type="checkbox"/> 旅券の二重発給を受けようとする場合				
渡航目的(具体的に)				
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入				
今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)				
国名				コード
旅券面の氏名表記(申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください(姓と名のどちらか一方の場合もあります)。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続いて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の記入例: GAIMU(TANAKA))				
(姓)				
(名)				
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37字(別名併記を除く)までです。 記号(、・~など)や、数字(ⅡⅢなど)等は記入できません。但し、別名併記の()は記入可。				
外務大臣殿	令和 年 月 日			
在 大使 総領事 殿				
法定代理人(後見人など)署名		(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が成年被後見人の場合は、法定代理人(成年後見人)の署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)		
本人確認欄	(1点でよい書類)	<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 宅建取引士証 <input type="checkbox"/> 電気工事士免状 <input type="checkbox"/> 無線従事者免許証 <input type="checkbox"/> 官公庁職員身分証明書 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)	(2点必要な書類)	<input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書及び実印 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> その他写真付きの身分証明書 (学生証、社員証、公的な資格証明書など) <input type="checkbox"/> 一時帰国者
	<input type="checkbox"/> 日本国旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 船員手帳 <input type="checkbox"/> 海技免状 <input type="checkbox"/> 猟銃等所持許可証			
官公庁記載欄			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理 <input type="checkbox"/> 非ヘボン <input type="checkbox"/> 別名併記 <input type="checkbox"/> 長音表記	
		疎明資料名 () 理由 ()		

(令和五年三月改正)

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し上げます。 令和 年 月 日 引受人氏名 申請者との関係 引受人住所
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。 私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 年 月 日 連絡先電話番号 () 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
注意事項	1. 「申請者記入」欄には、申請者本人が記入してください。 2. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 3. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(令和五年三月改正)

(別記第4号の2様式)

用紙の大きさはA4又はレターサイズ